

児童手当認定請求書

呉市長 様

次のとおり請求します。なお、児童手当の受給資格の審査に必要な事項について、私及び私の属する世帯の世帯員又は生計を同じくする者の住民基本台帳、課税資料、児童養護施設等への入所、退所の資料及びその他の公簿により調査・確認されることに同意します。また、このことについて、私の属する世帯の世帯員又は生計を同じくする者の同意を得ています。

提出年月日

令和 . .

Table with 5 columns: 担当, 担当, 主査, 支援GL, 課長. Title: 決裁欄 ※次のとおり決定してよろしいですか。

Requester Information Form (生計中心者). Fields include: 氏名, 住所, 生年月日, 性別, 所得状況, 職業区分, 加入している年金等の種別, 請求事由, 支払希望金融機関, 口座番号.

Spouse Information Form (配偶者). Fields include: 有・無, 氏名, 生年月日, 住所, 職業区分, 勤務先.

Child Information Form (児童). Fields include: 氏名, 続柄, 生年月日, 居住, 監護, 生計, 海外留学, 別居の場合の住所.

※1: 請求者の前年所得(1月から5月分の手当の請求のときは、前々年所得)について記入してください。

※2: 外国人の方は、氏名欄に在留カードまたは特別永住者証明書に記載されているとおりを記入してください。(漢字とアルファベットが併記されている場合は、共に記入してください)

※以下は記入しないでください。

Attachment Information Form (※受付職員記入欄). Fields include: 事由発生日, 前受給市町村, 請求者, 配偶者, 前受給者, 依頼・添付書類, 依・通帳の写し, 依・別居監護申立書, 依・監護相当・生計費についての確認書, 依・同居優先添付書類, 依・その他, 依・同居優先申立書, 依・の戸籍の附票, 依・前受給者の消滅届, 依・養育申立書(生計維持).

Application Result Form (※担当課記入欄). Fields include: 審査結果, 認定・却下, 支給開始年月, 15日特例, 消滅日, 認定番号, 手当月額, 被用区分, 控除後所得額, 扶養人数, 配偶者所得額, 備考.

(裏面)

◎注意事項

- 1 請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 3 請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
加入している公的年金制度について、いずれか該当するものを選択してください。「共済年金」の場合は、該当する年金の名称を選択してください。
「厚生年金」を選択した場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 「配偶者等」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 7 「児童の兄弟等」の欄は「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 「生計費の負担の有無」の欄は、記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 「児童の兄弟等」が海外に留学している場合は、「海外留学」の欄に、有・無を選択肢、有の場合はいつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 11 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 「児童」が海外に留学している場合は、「海外留学」の欄に、有・無を選択肢し、有の場合はいつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 13 「生計」の欄は、次によって記入してください。
「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額についての市町村長の証明書
ケ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑩の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

健康保険証のコピーは不要です。

ただし、マイナンバー制度による情報連携ができない場合は、追加で書類を求める場合があります。